

## 令和6年第10回教育委員会会議

令和6年8月7日

午前 9時30分 開会

### 1 開会宣言

○廣瀬教育長 それでは、ただいまから令和6年第10回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を、教育総務課長から報告願います。

○森教育総務課長 本日欠席者はありません。

○廣瀬教育長 本日、議案第19号「四日市市立幼稚園条例の一部改正について」の説明者といたしまして、廣田保育幼稚園課長と稲垣こども施設再編推進室長が、出席してございます。

資料の差し替えについては、令和5年度決算資料の一部である、「提言チェックシート」の77分の66ページ、及び8月補正予算資料の一部である、77分の72ページ、「博物館LED照明設備リース」については、事前にデータで配付させていただいた資料から変更がございますので、申し訳ございませんが、確認をお願いいたします。

紙で配付いたしました修正データにつきましては、後日、会議後にタブレットに格納させていただきますので、御確認をお願いします。

それでは、傍聴者はお見えですか。

○伊藤教育総務課主幹 本日、傍聴者はありません。

### 2 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、豊田委員と伊藤委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

### 3 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案1件、報告事項4件ですが、議案第19号「四日市市立幼稚園条例の一部改正について」、報告事項「令和5年度決算について」、「令和6年度8月定例会議会補正予算について」は、今後、市議会等で審議・検討される事項であるため、また、報告事項「全国学力・学習状況調査×L i t e r a sの分析結果等について」は、今後のデータの活用や共有等について、整理・検討中であることから、非公開で審議、報告する必要があると考えますが、皆さん、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議がないようですから、後ほど非公開にて審議をいたします。

#### (1) 報告

委任事務の報告（令和5年度中に教育委員会が行った行政処分について）

○廣瀬教育長 それでは、報告事項「委任事務の報告（令和5年度中に教育委員会が行った行政処分について）」の説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

○森教育総務課長 教育総務課の森でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料は77分の6ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは委任事務の報告ということで、先ほど御案内申し上げたとおり、令和5年度中に教育委員会が行った行政処分についてということでございます。

この資料にはございませんので、若干補足説明をさせていただきますと、四日市市教育委員会事務委任規則というのがございまして、そこで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、四日市市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委ねることについて定めてございます。

言い換えますと、教育委員会にお諮りをしてないものについてということでございます。その中で、第4条に委任事務の報告というのがございまして、教育長は委任された事務の管理及び執行の状況を年1回以上、委員会に報告しなければならないとされてございます。教育委員会が所管する主要施策、これは後ほど決算報告にて御案内させていただきます。また、教育行政に関する計画の重点目標の達成状況については、教育委員会の点検評価報告書、これは7月10日の定例会で御案内をさせていただきました。また、今後10月頃

にはなりますが、学校教育白書のほうでも御報告をさせていただきます。

それに加えて、本日の教育委員会で行った行政処分の中の重要なものについてを、今回取り扱うということで、つきましては、読み上げますが、四日市市教育委員会事務委任規則第4条第1項第3号の規定に基づき、報告をする令和5年度中に教育委員会が行った行政処分のうち、重要な部分について該当がないことを、御報告いたしますということでございます。

この重要なものというのは何かと言いますと、基本的には教育委員会が行った権限行使、学校区の指定や、行政財産目的外使用などがございますが、そういったもののうち重要なもの、言い換えますと、申立て等があったのかどうかということになりますが、そういった重要な申出等はなかったということを御報告しようというものでございます。

私からの説明は、以上となります。

○廣瀬教育長 よろしいでしょうか。

これより、先にお諮りしました非公開の案件に入ります。傍聴の方はお見えになりませんね。